

金融機関が知っておきたい令和元年改正会社法の概要

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 塚本 英巨

2019年12月4日、第200回国会(臨時会)において、「会社法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という)および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下、「整備法」という)が成立し、同月11日、公布された(それぞれ令和元年法律第70号および法律第71号)。

改正法における改正内容は多岐にわたるが、本稿は、その中でも金融機関が特に知っておくべき事項に関し、そのポイントについて解説することとしたい。

なお、本稿において意見がわたる部分は、筆者の私見である。また、改正法による改正後の会社法の全体像を把握するために

は、今後明らかになる会社法施行規則および会社計算規則の改正内容も踏まえる必要がある点に留意されたい。

以下、改正法による改正後の会社法を「改正後会社法」といい、改正法による改正前後で特に変更のない会社法の条文について言及する場合は単に「法」という。

一 改正法における主な改正内容と施行日

改正法は、法務省の法制審議会(法務大臣の諮問機関)に設置された「会社法制(企業統治等関係)部会」(以下、「部会」という)における調査審議の結果を踏まえた内容であり、主に、

上場会社を念頭に置いて、そのコーポレート・ガバナンスを強化することを目的とするものである。その典型は、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る)であつて株式について有価証券報告書の提出義務を負う会社が、社外取締役を1名置かなければならないという改正である(改正後会社法327条の2)。

このほか、改正法における主な改正内容は、【図表1】のとおりである。

改正法および整備法の施行日は、公布日(2019年12月11日)から1年6カ月以内とされている(改正法附則1条本文、整備法附則柱書)。ただし、こ

れには例外があり、株主総会資料の電子提供制度の創設およびこれに伴う整備法による社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という)の改正ならびに会社の支店の所在地における登記の廃止は、施行日が公布日から3年6カ月以内とされている(改正法附則1条但書、整備法附則3号)。

これらの施行日は、政令によつて定められるが、原則的な施行日である公布日から1年6カ月以内とは、2020年後半頃(2021年前半頃)ではないかとみられる。これに対し、例外的な施行日は、特に、株主総会資料の電子提供制度の創設に関して証券保管振替機構にお

債権法改正のチエツクポイント 〜実務からの質疑応答〜

村田・若槻法律事務所弁護士 足立 格
香川総合法律事務所シニアマネージャー 相木 辰夫

本稿は、筆者らが講師を務めた金融機関向けの債権法改正セミナー等において、数多くの事前質問や当日質問を受ける中で、特に関心が高いと思われる事項について、解説するものである。なお、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解を示すものである。本稿において、平成26年5月26日に成立した「民法の一部を改正する法律」により改正された後の民法を改正民法という。また、質問は実際に寄せられた内容をベースにしている。

これらについて、保証に関する質問が76%を占めている点が特徴的であった。改正民法の保証人保護の方策強化に関する改正事項により、保証契約が無効

または取り消されるおそれが生じ得るものの、具体的にどのようなケースがそれに当たるかについて、明確な解釈が見当たらないことを表しているものと考ええる。

一 保証意思宣明公正証書の作成が必要となる場合

1 「事業のために負担した貸金等債務」の該当性に関する質問

Q₁ 当金融機関では、店舗、アパート併用住宅の建設資金の借入申込みがある場合、融資可能対象は住宅部分の建設資金のみとし、店舗、アパート部分の建設資金は融資可能対象から除外している。融資商品は「住宅ロー

ン」として取り扱い、実務上は請負契約書の確認や建築面積の按分計算等で融資可能対象の金額を算出している。こうした取扱いでも「事業融資」と判定されるか。また、こうした住宅ローンの取扱いにおいて連帯保証人や物上保証人が存在する場合、保証意思宣明公正証書の作成は必要となるか。

Q₂ 個人の居住用不動産を購入または新築するために負担した貸金等債務は「事業のために負担した貸金等債務」に該当しないと解されるが、その居住用不動産が店舗、事務所、賃貸部分の併用となっている場合は、該当するか。この場合、居住用部分が延床面積の2分の1以上ある場合は住宅ローンの取扱いと

なるか。

Q₃ 債務者が子（サラリーマン）、保証人（父親・個人事業者）の場合に、子が店舗併用住宅の融資を申し込み、その併用住宅で保証人である父親が事業を営む場合、これは子本人の事業資金ではないが、事業資金とみなされ、公正証書の作成が必要となるか。

Q₄ 投資用マンションは非事業か。
A₁ いわゆるアパートローンは、「事業のために負担した貸金等債務」に該当すると解されている（注1）。店舗・アパートと併用される住宅へのローンは、店舗・アパート部分へのローンと住宅部分へのローンとが明

苦手意識を克服

ICT(デジタル技術)の活用方法と コンサルティングのポイント

第1回

ICTコンサルティングノウハウの 重要性と基本



三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 業務 ICT コンサルティング部
プリンシパル

春日 丈実

かすが・たけみ ●筑波大学大学院ビジネス科学研究科
修了、電子部品メーカーで商品企画を担当。三菱 UFJ
リサーチ&コンサルティング入社後、企業における情
報システムの戦略策定、IT 統制、情報セキュリティ、
BPR についてのコンサルティングを担当。最近ではデ
ジタライゼーション対応の案件に取り組む。

一 はじめに

近年、中小企業の経営者に
とって、人口減少・少子高齢化
は最大の課題です。2019年
版の中小企業白書では、「新時

代を視野に入れ、①経営者の世
交代と、②中小企業・小規模
事業者に期待される自己変革」
が重要とされており、②の「自
己変革」の中には「構造変革へ
の対応(デジタル化への対応)」

への挑戦が掲げられています。
ここでいう、「デジタル化」とは、
今までのシステム化、電子化と
は何が違うのでしょうか。

システム化とは社内の業務に
対して、いわゆるパッケージ化
(独自開発含む)された情報シ
ステム等を自社に導入したり、
古いシステムを刷新したりする
ことを指し、電子化とは手作業
だった業務を自動化することを
意味します。一方で、「デジタ
ル化」とは単に情報システムを
入れ替える、電子化するという
だけではなく、ビジネスそのも
のをデジタルの力を使って刷新
する場合に使います。また、「D
X(デジタルトランスフォー
メーション)」という言葉も最
近よく聞きます。元々は20
04年にスウェーデンのウメオ
大学のエリック・ストルターマ
ン教授が提唱したとされる言葉
で、「ICTの浸透が、人々の
生活をあらゆる面でより良い方
向に変化させる」という概念で
す。現在の使われ方としては、
単にICT(デジタル技術)を

活用して新しい製品やサービ
ス、ビジネスモデルを構築する
だけではなく、組織における仕
事そのものや、プロセス、文化・
風土まで変革することを意味す
ることが多いようです。経済産
業省が2018年に発表した
「DXレポート」では、「202
5年の崖」と呼ばれる状況があ
り、それを乗り越えるために、
組織の種類・サイズを問わず、
ICT活用をベースとしたDX
があらゆる組織(中小企業を含
む)で求められています。

二 中小企業とICT

企業がICTを活用した改革
を実施しようとした場合、企業
サイズの大小は大きく影響しま
す。例えば、メガバンクがDX
を実施しようとした場合、大き
な決断が必要になります。そも
そも、行内に構築した様々なシ
ステムは膨大な費用と時間をか
けて構築してきたものです。そ
れらを一気に刷新することは現
实的ではなく、計画を立て複数
年にわたる時間と大きな予算を